

吹田市職員措置請求に係る監査の結果を次のとおり決定します。

令和5年3月10日

吹田市監査委員 橋本 敏子
吹田市監査委員 谷 義孝
吹田市監査委員 山本 力
吹田市監査委員 橋本 潤

吹田市職員措置請求監査結果

第1 結論

令和5年1月16日に提出された吹田市職員措置請求について、監査した結果、本件請求には理由があると判断し、福祉事務所長は、請求人から提出された証拠書類を基に調査を行った上で、生活保護法第63条又は第78条の規定による生活保護費の過払額の徴収を、同年7月10日までに決定すべきことを、地方自治法第242条第5項の規定により勧告します。

判断の理由については、「第5 監査の結果」の「3 判断」に記載しています。ただし、関係者の個人情報については、監査の結果に直接の関係のあるものを除き、記載を省略しています。

第2 請求の受理

1 請求の内容等

(1) 請求の内容

請求の内容（令和5年1月26日及び同年2月2日に提出された変更願による変更後の内容）は、次のとおりです。

吹田市職員措置請求書

市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

吹田市福祉部生活福祉室において、A（以下「本件被保護者」といいます。）に対する生活保護法第63条に定める費用返還請求を低額に行っている。

本件被保護者は、令和3年4月から10月までの7箇月の間、同居人であるB（以下「本件同居人」といいます。）が給料として毎月受領していた10万円を申告していなかった。

吹田市福祉部生活福祉室は、令和4年3月1日に、この情報の提供を受けたにも

かかわらず、同年4月22日に、本件被保護者に対して、生活保護法第63条に基づいて36,702円の保護費返還を決定したのみである。

その後、本件同居人には、このほかに、令和3年8月5日から同年12月31日まで及び令和4年1月1日から同年3月30日までの間の給与として計675,995円の収入があったことが判明した。

よって、市長がこの差額である金1,339,293円（生活保護が廃止された令和4年2月半ば以後の収入を除く。）を本件被保護者に返還させることを請求する。

2 請求者（略）

3 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

(2) 証拠書類

請求書に添付された証拠書類は、次のとおりです。

- ・ 事実証明書
- ・ 甲1（自己情報開示等決定通知書）
- ・ 甲2（扶養請求調停申立書）
- ・ 甲3（損害賠償請求事件に係る訴状）
- ・ 甲4（損害賠償請求事件に係る答弁書）
- ・ 甲5（本件被保護者及び本件同居人と関係者との間の通話内容（音声））
- ・ 甲6（本件被保護者及び本件同居人と関係者との間の通話内容（文字））
- ・ 甲7（生活保護制度の根拠法令に関する書面）

※ 「事実証明書」、「甲1」等は、本件請求のために請求人が付した名称です。

2 受理の決定

請求人は、福祉事務所長が本件被保護者に対し適正な額を上回る生活保護費を支給しているにもかかわらず、過払額の返還を求めていると主張し、これを求めることを請求していることから、本件請求は、地方自治法第242条に定める要件を備えていると認め、これを受理することとしました。

なお、生活保護費の過払額の徴収は、本市においては、吹田市福祉事務所長委任規則第2条の規定により市長から福祉事務所長に委任されているので、請求書中「市長」とあるのを監査結果において補正します。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の追加提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人から令和5年1月26日、同

年2月2日及び同月3日に証拠が追加で提出され、同月6日に請求人の代理人により請求の趣旨を補足する陳述がなされました。陳述の際には、希望者1人の傍聴を認めました。

追加で提出された証拠書類は、次のとおりです。

- ・ 事実証明書(2)
- ・ 甲8（離婚等請求調停事件に係る主張書面(2)）
- ・ 甲9（離婚等請求調停事件に係る証拠）
- ・ 甲10（離婚等請求調停事件に係る陳述書）
- ・ 甲11（離婚等請求調停事件に係る証拠）
- ・ 甲12（離婚等請求調停事件に係る証拠）
- ・ 甲13（離婚等請求調停事件に係る証拠）
- ・ （証拠書類のうち裁判所に提出されたものの説明書）

※ 「事実証明書(2)」、「甲8」等は、本件請求のために請求人が付した名称です。

2 関係職員の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、令和5年2月14日に福祉部生活福祉室職員（以下「関係職員」といいます。）から事情を聴取しました。

また、令和5年2月6日に福祉部生活福祉室から次の説明資料が提出されました。

- ・ 本件被保護者に対する生活保護費の支給状況の説明書
- ・ 生活保護費の過払への対応方法の説明書

第4 監査の対象

請求人から提出された請求書及び証拠書類並びに関係職員の説明から、本件被保護者に対し生活保護費の過払があったかどうか及び福祉事務所長が違法又は不当に過払額の徴収を怠っているかどうかを監査の対象としました。

第5 監査の結果

1 認定した事実

請求人から提出された証拠書類及び関係職員の説明から認定した事実は、次のとおりです。

(1) 本件被保護者に対する生活保護費の支給状況について

関係職員の説明によると、令和3年4月から令和4年2月半ばまでの間、本件被保護者は、1人世帯として生活保護費を受給していました。

しかし、請求人から提出された「甲4」（損害賠償請求事件に係る答弁書）において、本件被保護者及び本件同居人は、「別居の日（令和3年3月28日）以降、現在（令和4年10月28日）に至るまで、本件同居人は本件被保護者宅で

本件被保護者と一緒に生活をしている」ことを認めています。

また、請求人から提出された「甲2」（扶養請求調停申立書）において、本件同居人は、「本件同居人は、令和3年4月から同年10月まで、夫から、婚姻費用として月10万円を受け取っていた。また、本件同居人は、令和3年秋頃から、コンビニエンスストアでアルバイトをしていた」ことを申し立てています。

これらの収入に関しては、請求人から提出された「甲9」、「甲12」及び「甲13」（離婚等請求調停事件に係る証拠）において、それぞれ、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間の役員給与の1,200,000円、同年8月5日から同年12月31日までの間の給与の301,947円が、令和4年1月1日から同年3月30日までの間の給与の374,048円が本件同居人に支払われていたことが確認できます。

これらを考慮すると、令和3年4月から令和4年2月半ばまでの間、本件被保護者は本件同居人と同居し、本件同居人には多い月で約16万円の、少ない月でも約6万円の収入があった疑いがあります。

(2) 本件被保護者からの生活保護費36,702円の返還について

関係職員の説明によると、福祉事務所長は、本件被保護者に対し、令和4年4月22日付けで、生活保護法第63条の規定による生活保護費36,702円の返還について納入通知を行いました。

これは、本件被保護者の生活保護を月の途中で廃止したことに伴い、既に支給していた当該月分の生活保護費のうち、生活保護を廃止した日以後の日割分の返還について通知したものです。本件被保護者に同居人があり、同居人に収入があったという情報については、事実関係の確認に至らず、これを踏まえた生活保護法第78条の規定による過払額の徴収を行うことはできませんでした。

2 生活保護制度

(1) 生活保護費の支給額について

まず、生活保護法第10条及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」といいます。）によると、生活保護は、世帯を単位として行うものであり、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、戸籍及び住民票に関する届出の有無にかかわらず、原則として、同一世帯と認定します。

次に、生活保護法第8条及び「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）によると、生活保護費は、年齢、性別等の世帯構成、家賃、居住地域などを考慮して月ごとの最低生活費を認定し、世帯の収入が最低生活費に不足する場合に、不足する額を支給します。

例えば、吹田市内の20歳から59歳までの1人世帯の最低生活費のうち生活扶助基準額は月額約79,000円、同年代の2人世帯の生活扶助基準額は月額約

127,000円となります。

また、生活保護法第61条及び次官通知によると、被保護者は、定期的に、及び世帯の収入に変動があるときに、収入に関する申告をしなければなりません。

(2) 生活保護費の過払への対応について

生活保護費の過払があった場合には、月の中途での就職など通常の場合には生活保護法第63条の規定により、収入申告を怠るなど不正があった場合には同法第78条の規定により、過払額を徴収します。

「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によると、生活保護費の不正受給が疑われる場合には、福祉事務所長は、被保護者の就労先に給与明細等の資料の提供を依頼するなど生活保護法第29条の規定に基づく関係先調査を実施するとともに、被保護者に対する事実確認を行う必要があります。その結果、不正受給の事実が確認できた場合には、おおむね1箇月以内を目途に生活保護法第78条の規定による過払額の徴収を決定します。

関係先調査については、関係職員の説明によると、これを強制する手段がないため、資料が提供されるまで複数回の依頼を繰り返す場合もあり、長い場合には約3箇月を要します。

3 判断

以上のように、一方で、令和3年4月から令和4年2月半ばまでの間、本件同居人には少ない月でも約6万円の収入があった疑いがあり、他方で、1人世帯が2人世帯となった場合に増加する最低生活費は約48,000円であることから、本件被保護者に対し生活保護費の過払があった疑いがあります。

したがって、本件請求には理由があると判断し、「第1 結論」に記載のとおり勧告します。